

## **[事案 2023-287] 新契約無効等請求**

・令和7年5月26日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-307] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

身に覚えのない契約であることを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

平成12年9月に契約したがん保険について、身に覚えのない契約であったため、本契約の申込書の筆跡鑑定をした結果、「別人の筆跡」であることが判明したこと等から、契約を無効として既払込保険料等を支払ってほしい。

### **<保険会社の主な主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込手続については記憶にないとしながらも、勝手に契約するようなことは絶対にしないとして募集人による契約の作成等を強く否認している。
- (2) 仮に申立人ではない人物が加入手続を行ったのであれば、それが誰かという点が解明できない状況において、保険料も申立人名義の口座から振り替えられていた点を踏まえると、募集人に不適切行為があったと判断するには至らない。
- (3) 申込書の筆跡が別人による筆跡の可能性が極めて高いと認められるという鑑定結果に接したため、再度募集人への事情確認を実施したが、募集人の主張は従前の主張から変わらなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。